

駐車監視員活動ガイドライン

【光が丘 警察署】

趣 旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考		
1	都道443号	光が丘駅前大通り	光が丘2-9先	光が丘消防署前交差点	高松5-12先	笹目通り高松六丁目交差点	9-19	時間制限駐車区間は日・休除く
2	国道254号	川越街道	田柄2-48先		錦1-32先		8-22	
3	都道24・8号	目白通り	三原台3-31先	比丘尼交差点	高松3-2先	練馬大橋	8-22	
4	都道331号	環状八号線	北町1-42先		北町6-34先	本寿院入口交差点	8-22	
			高松1-30先		高松3-1先			
			富士見台4-4先		南田中1-21先			
5	都道443号	笹目通り	旭町1-42先	土支田交差点	南田中2-20先		8-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要区道86・87号	光が丘西大通り	旭町2－46先	光が丘7－1先	7－22	旭町2－46～旭町2－39の区間は日・休を除く
2	区道259・291号	－	光が丘5－4先清掃工場入口交差点	田柄4－41先田柄高校角交差点	9－22	
3	区道258・315号	－	光が丘5－3先光が丘清掃工場前交差点	光が丘5－1先	9－22	日・休を除く
4	主要区道85・89号	－	光が丘1－6先	田柄4－41先田柄高校角交差点	9－22	
5	都道443号	光が丘南通り	光が丘3－1先光が丘東交差点	谷原1－22先谷原三丁目交差点	9－22	
6	主要区道88号	光が丘東大通り	光が丘2－1先	光が丘3－1先光が丘東交差点	9－22	
7	主要区道17号	豊島園通り	北町8－34先川越街道	田柄5－1先	9－22	
8	主要区道71・77号	田柄通り	北町7－7先北町西小入口交差点	田柄5－16先光が丘消防署前交差点	9－22	
9	主要区道78号	旧川越街道	北町3－18先川越街道	北町1－4先	9－22	
10	主要区道70号	北原通り	谷原3－1先谷原二丁目交差点	谷原6－9先三軒寺交差点	9－22	
11	都道68号	土支田通り	三原台3－8先大泉通り下屋敷交差点	土支田1－29先土支田交差点	9－22	

重点地域

◎ 最重点路線

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(光が丘駅前大通り、川越街道、目白通り)周辺	8－22	光が丘駅前大通り周辺は9－19
2	都営大江戸線光が丘駅周辺	9－19	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	西武池袋線練馬高野台駅及び高野台地区	9－22	
2	東武東上線東武練馬駅南側及び北町一・二丁目周辺	9－22	
3	副都心線赤塚駅南側及び田柄地区	9－22	
4	副都心線平和台駅北西側及び北町六・七丁目周辺	9－20	
5	高松・土支田・谷原周辺	9－19	
6	錦二丁目周辺	9－18	
7	三原台二・三丁目	9－19	